

第 3 章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定にあたっての視点

高齢化の進行に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯のほか、認知症高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能としていくためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

1

地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項への取組

国が定める基本指針では、地域包括ケアシステムを構築するため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、以下の5項目を重点事項としており、これらを地域の実情に応じて取り組む必要があります。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの充実
- 地域ケア会議の推進
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

2

介護保険制度等の改正への対応

地域包括ケアシステムを強化するため、平成29年6月に介護保険法や医療法等の関係法律が一部改正されました。

介護保険制度では大きく以下の5項目について見直しが行われ、平成29年以降順次施行されます。

(1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

【平成30年4月施行】

高齢化が進展するなか、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者である市町村が地域の課題を分析して、高齢者が有する能力に応じた自立した生活を送ることができるよう取組を進めることが求められており、以下の3項目が、法律により制度化されたことから、本市では、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に取り組む必要があります。

- データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標を計画に記載）
- 適切な指標による実績評価
- 財政的インセンティブの付与

(2) 新たな介護保険施設(介護医療院)の創設【平成30年4月施行】

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、新たに介護医療院が創設されることとなりました。

この介護医療院については、平成36年3月に廃止となる介護療養型医療施設や、医療療養病床を持つ医療機関などからの転換の意向を踏まえる必要があります。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進【平成30年4月施行】

国が掲げる「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の考え方では、支援を必要とする世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題に対し、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決が図られることをめざしています。

そのため、住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、分野を超えて地域生活課題に総合的に相談に応じ関係機関と連絡調整等を行う体制や、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制、といった包括的な支援体制づくりに努めることとされ、また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけることとされました。

(4) 所得の高い人の利用者負担割合の見直し【平成30年8月施行】

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある方の利用者負担割合を2割としていましたが、特に所得の高い方の利用者負担割合を3割とすることとされました。

(5) 被用者保険等保険者の介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定方法の見直し【平成29年7月施行】

第2号被保険者(40～64歳)の保険料は、被用者保険等保険者が加入者数に応じて負担していましたが、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた額とすることとされました。

第2節 計画の基本理念と基本方針

人生80年時代を迎え、21世紀の本格的な高齢社会における本市のめざすべきまちの姿を掲げ、その実現に向かって、市と市民が一体となって取り組む姿勢を明らかにすることにより、市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、平成6年12月10日に「いきいき長寿都市」を宣言しました。

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を築いていくことをめざすこの宣言の趣旨は、本市の高齢化率が30%を上回り、90歳以上の高齢者が5千人を超え長寿高齢化が進んだ現在においても、市民共通のテーマです。

したがって、この宣言の趣旨を本計画の基本理念とします。

基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題と視点を踏まえ、以下の3つの基本方針を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を推進し、思いやりにあふれ、安心して暮らすことができる社会の実現をめざします。

基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、生活環境等の整備を進めます。

基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実と適正な運営の確保を図ります。

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。

（意義・目標）

現代社会を、その英知や努力によって築き上げてきた高齢者に感謝し、先輩市民として敬う、人間性豊かなまちに。

- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。

（意義・目標）

高齢者が長年培った知識や技術を生かし、主体的に社会参加し気軽に活動できる活力あるまちに。

- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。

（意義・目標）

家族や隣人が互いに助け合い、高齢者の介護や健康管理を行い行政も含め地域ぐるみで支え合う思いやりあふれるまちに。

- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。

（意義・目標）

いつでも、どこでも、だれでも必要とする保健、医療、福祉などのサービスを活用し、いつまでも健康で安心して暮らせるまちに。

- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

（意義・目標）

だれもが自由に出歩き、等しく憩い、集い合うことができるように居住・生活環境が整備されやさしさの行き届いたまちに。

第3節 施策の体系

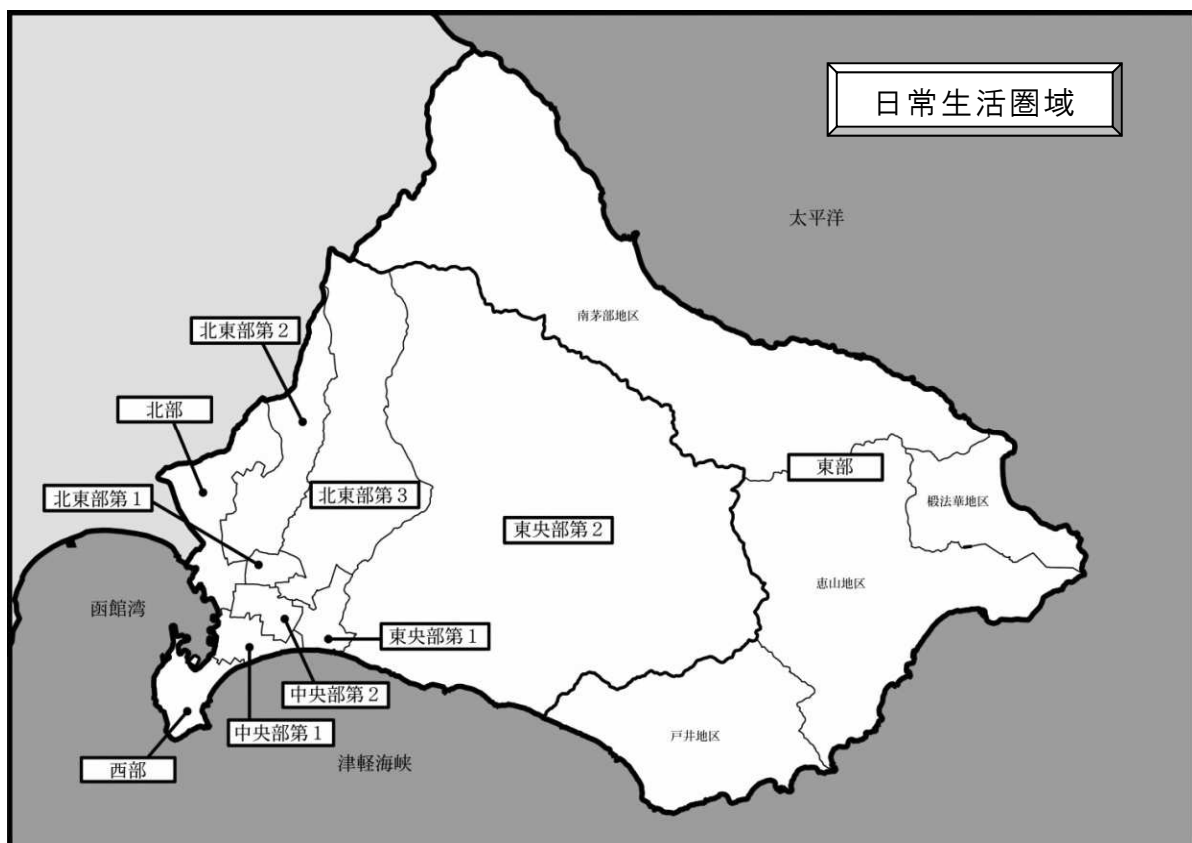
基本理念	基本方針	基本施策	
		施策目標	個別施策
いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして	Ⅰ 地域の支え合いの推進	1 共に支え合う地域づくりの推進	
		・ 多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします ・ 支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化 (4) 高齢者虐待防止の推進 (5) 地域における見守り活動の推進 (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実 (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実 (8) 福祉コミュニティエリアの整備
		2 在宅医療・介護連携の推進	
		・ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します	(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実
		3 認知症高齢者等への支援の充実	
		・ 認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます	(1) 知識の普及と理解の促進 (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化 (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進 (4) 成年後見制度の利用促進
	Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備	4 介護予防・健康づくりによる自立の推進	
		・ 高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます	(1) 介護予防の普及・啓発 (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援 (3) 地域リハビリテーションの推進 (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
		5 主体的な社会参加の促進	
		・ 高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます	(1) 支え合い活動への参加支援 (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進 (3) 就業機会の拡大
	Ⅲ 安定した介護保険制度の構築	6 暮らしやすいまちづくりの推進	
		・ 高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます	(1) 市民協働の推進 (2) 安心・安全な生活の確保 (3) 福祉のまちづくりの推進 (4) 高齢者向け住まいの充実
		7 介護保険サービスの充実	
		・ 介護保険サービス基盤の充実により日常生活を支援します	(1) 施設・居住系サービス基盤の整備 (2) 介護給付等対象サービスの利用見込み (3) 介護保険料
		8 介護保険制度の円滑な運営	
		・ 介護保険制度の適正な運営を進め、効果的・効率的な介護給付を実施します	(1) 情報発信の充実 (2) 人材の確保および資質の向上 (3) 事業者への支援・指導体制の充実 (4) 低所得者向け施策の実施 (5) 介護認定の公平性・公正性の確保 (6) 介護給付適正化計画の推進

第4節 日常生活圏域の設定

第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)から、市町村は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされ、本市においては、それまでの高齢者計画や地域福祉計画での区分などとの整合を図り、6圏域に区分し、圏域ごとの基盤整備を進めてきました。

しかし、6圏域では、高齢者数や面積のばらつき、民生委員・児童委員の方面協議会(平成26年当時は29方面、平成28年12月から30方面)の区域との不整合が課題とされていたことから、これを解消するため、新函館市総合計画(平成19～28年度)における地区区分を尊重すること、圏域ごとの高齢者数が概ね1万人を超えないこと、民生委員・児童委員の方面協議会の区域との整合を図ることを基本的な考え方とし、第6期計画(平成27～29年度)において、日常生活圏域を10圏域としました。

本計画においても、日常生活圏域を10圏域とし、各圏域に地域包括支援センターを設置するほか、東部圏域にはランチ1か所を設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の3職種が中心となって、介護予防等に関する相談をはじめとする高齢者への総合的な支援を行うとともに、地域ケア会議の充実を図るなど、地域包括ケアシステムを支える中核機関として各種取組を推進します。



《日常生活圏域の町名》

圏 域	町 名
西 部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町
北東部第1	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 鍛冶1丁目, 鍛冶2丁目
北東部第2	美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目
北東部第3	山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 水元町, 亀田大森町
北 部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町
東 部	戸 井 地 区
	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵 山 地 区
	日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大瀬町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
東 部	楳法華地区
	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
東 部	南茅部地区
	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町